



経営状況分析センター西日本(株)は、皆様のお役に立てますよう「信頼・スピード・誠実」をモットーに迅速かつ正確な分析業務を心がけております。今後共、当分析センターをご利用の程お願い申し上げます。

令和 5 年 経営事項審査の改正について②

令和 5 年の改正概要

令和 5 年 1 月より建設業法及び施行規則が改正され、経営事項審査の制度が改正され様式が一部変更となっております。

① 現行の「労働福祉の状況 (W 1)」、「若年の技術者及び技能者の育成及び確保の状況 (W 9)」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (W10)」に新設した「ワーク・ライフバランスに関する取組の状況」「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を合わせ、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することされました。

② また、「建設機械の保有状況 (W 7)」及び「国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 (W 8)」の加点対象が拡大・追加されました。

令和 5 年 8 月 1 4 日以降の審査基準日から適用する項目

建設工事の担い手の育成・確保に向け、技能労働者等の適正な評価をするためには、就業履歴の蓄積のために必要な環境を整備することが必要であることから、CCUS (建設キャリアアップシステム) の活用状況が加点対象とされました。

審査対象となる工事は、以下の①～③を除く審査基準日以前 1 年以内の元請工事です。

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事

以下の①～③の全てを実施している場合に加点となります。

- ① CCUS 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査時に様式第 6 号に掲げる誓約書の提出

配点は次の通りとなります。

加点要件	評点
審査対象工事のうち民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合	15
審査対象工事のうち全ての公共工事で当該措置を実施した場合	10

W 点のウェイト修正

CCUS (建設キャリアアップシステム) についての評価項目導入後は P 点に占める W 点のウェイトが大きく増加するため P 点算出に係る係数を 1, 900 / 200 から 1, 750 / 200 へ変更されます。

そのため新設項目の加点が無い場合は、P 点は下がることとなります。

経営状況分析センター西日本株式会社 kjbc.co.jp

Facebook もチェック <https://www.facebook.com/kjbc.co.jp/>